

岐阜県小学校社会科研究部会 会則

【第1章 総 則】

第1条 名 称

この会は、岐阜県小学校社会科研究部会という。

第2条 事 務 局

この会の事務局は、会長が委託した学校におく。

第3条 目 的

この会は、会員が小学校社会科教育の実践に努め、その成果や課題を交流し合って資質の向上を図るとともに、岐阜県小学校社会科教育の充実、発展に寄与することを目的とする。

第4条 事 業

この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ① 研究大会と研究協議会を開催する。
- ② 各地区及び郡市においては、自主的に「研究集会」を開催する。
- ③ 地域学習に必要な副読本等を作成する。
- ④ 機関誌「社会科教育」及び会報「ホットライン社会科」を発行する。
- ⑤ その他、この会の目的を達成することに必要な事業を行なう。

【第2章 会 員】

第5条 会 員

この会の目的に賛同する岐阜県の公立小学校教員を会員とする。

【第3章 役員及び評議員】

第6条 役 員

1 この会には、次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 副会長 若干名
- ③ 部長 若干名
- ④ 幹事 若干名
- ⑤ 主務（庶務部） 1名
- ⑥ 書記（庶務部） 若干名
- ⑦ 会計（庶務部） 若干名
- ⑧ 研究部委員 若干名
- ⑨ 編集部委員 若干名

2 役員の任務

- ① 部長・幹事は、会長の意向を受け、庶務・研究・編集各部の指導に当たる。
- ② 主務は、本会の会務を行う。
- ③ 書記は、本会の記録及び文書の発送に当たる。また、県小社研ホームページの管理、運営を行う。
- ④ 会計は、本会の会計を司る。
- ⑤ 研究部委員は、本会の研究の推進を図る。
- ⑥ 編集部委員は、機関誌等の編集に当たる。

3 役員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。

4 役員の選出及び指名

- ① 会長は、前年度の会長及び副会長の合議によって選出し、前年度末の代議員会で承認を得る。
- ② その他の役員は、会長が指名する。

第7条 評 議 員

- 1 この会には、評議員1名を置く。
- 2 評議員は、小中学校の教育研究会の評議員会に出席し、その任務に当たる。
- 3 評議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 4 評議員は、会長が副会長の中から指名し、副会長の代表とする。

【第4章 会計監査】

第8条 会計監査

- 1 この会には、会計監査2名を置く。
- 2 会計監査は、本会の会計を監査し、結果を代議員会に報告することを任務とする。
- 3 会計監査の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 4 会計監査は、会長が指名する。

【第5章 代議員及び地区代表】

第9条 代 議 員

- 1 この会には、郡市ごとに1名の代議員を置く。
- 2 代議員は、代議員会に出席し、その任務に当たる。
- 3 代議員の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 4 代議員は、郡市ごとに選出する。
ただし、教科研の運営を合同で行っている場合には、2郡市で1名となることもありうる。

第10条 地区代表

- 1 この会には、地区ごとに1名の地区代表を置く。
- 2 地区代表は、地区との連絡の窓口になり、代議員会にも出席して、その任務に当たる。
- 3 地区代表の任期は1年とする。ただし、再選は妨げない。
- 4 地区代表は、地区ごとに選出し、代議員と兼ねることもできる。

【第6章 顧 問】

第11条 顧 問

- 1 この会には、会長経験者を顧問としておく。
- 2 顧問は、会長の要請を受け、その相談にのる。

【第7章 会 議】

第12条 代議員会

- 1 代議員会は、役員及び会計監査、代議員、地区代表で構成し、年2回以上会長が招集する。
- 2 代議員会は、この会の最高決議機関で、次の事項を協議する。
 - ① 会長の承認
 - ② 予算・決算の承認
 - ③ 研究大会・研究協議会の開催
 - ④ その他、必要と認められる事項
- 3 代議員会の協議事項は、出席者の過半数で決議する。

第13条 役 員 会

- 1 役員会は必要に応じて会長が招集する。ただし、副会長については、代表者（評議員）の出席をもって代えることができる。
- 2 役員会は、次の事項を協議する。
 - ① 代議員会上程する議案
 - ② その他、会の運営に必要と思われる事項

【第8章 会 計】

第14条 会 計

- 1 この会の会費は、岐阜県小中学校教育研究会より令達される会費及び補助金、その他の収入をもって充てる。
- 2 会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

【第9章 附 則】

第15条 改 正

この会則の改正は、代議員会の決議を得て行う。

第16条 施 行

- 1 この会則は、平成10年5月1日より施行する。
- 2 この会則は、平成14年5月28日に改正し施行する。
- 3 この会則は、平成27年2月24日に第2次改正をし施行する。
- 4 この会則は、平成10年5月1日に第3次改正をし施行する。
- 5 この会則は、令和5年2月16日に第4次改正をし施行する。